

## 山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を行う集団接種会場に、医療機関が時間外又は休日において医師又は看護師等を派遣した場合に、当該医療機関に対し、これに要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業実施要綱（令和3年12月1日付け感対第2894号）の定めるところによる。

2 補助金の交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知別紙）の定めるところによる。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表第1欄に規定する基準額と第2欄に規定する対象経費の実支出額のうちいずれか少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### (交付申請及び実績報告書の提出)

第5条 この補助金の交付を受けようとする医療機関は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の提出は、4月～8月、9月～11月又は12月～3月の各期間に分けて行うものとする。

### (交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の提出があった場合は、これを審査の上、適当と認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第6条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金の交付決定の内容に違反した場合

(3) 交付の対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(書類の保管)

第9条 補助金に係る関係書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
医師 1人1時間当たり7,550円 看護師等 1人1時間当たり2,760円	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助金、その他知事が必要と認める経費	10/10